

申請団体の概要（R2年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会） 特定非営利活動法人 はぐくみ会

	項 目	ガイドブック 参照ページ	審 査 基 準	特定非営利活動法人 はぐくみ会	備考
1	運送の実施主体	P7（2）	特定非営利活動法人（NPO 法人）、営利を目的としない公益法人、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会であること。	・特定非営利活動法人	
2	運送の区域 （発着地）	P7（3）	旅客の運送の発地又は着地のいずれかが石狩市内にあること。	石狩市、札幌市	
3	使用車両	P7（4）	乗車定員 11 人未満の自動車であって、法人等が所有する自家用自動車及びボランティア個人の持ち込み自動車（福祉有償運送を実施する間、当該法人が使用権原を有するものに限る。）。 ①福祉自動車 ・寝台車（車内にストレッチャーを固定する設備を有する自動車） ・車いす車（車いすの利用者が車いすのまま乗り込むことが可能なスロープまたはリフト付の自動車） ・兼用車（ストレッチャーおよび車いすの双方に対応した自動車） ・回転シート車（回転シートを備える自動車） ②セダン等（自動車検査証の用途の欄が「貨物」の自動車以外の自動車）	【法人所有車両 6台】 ① 福祉自動車 ・車いす車 2台 ②セダン等 4台	
4	旅客の範囲（対象者）	P8（5）	次に掲げる者のうち他人の介助（付き添い、見守り等を含む。）によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であって、名簿に記載されている者及びその付添人。 ①身体障害者福祉法第 4 条に規定する身体障害者 ②介護保険法第 19 条第 1 項に規定する要介護認定を受けている者 ③介護保険法第 19 条第 2 項に規定する要支援認定を受けている者 ④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害（発達障害、学習障害を含む。）を有する者 ※③、④の場合には、運営協議会にて当該者の移動制約の状況について運送の対象とすることが、適当であることの確認がなされた者であること。	対象者2名（石狩市） ① 身体障がい者（2名） 対象者30名（札幌市） ① 身体障がい者（26名） ④ 知的障がい者（4名）	
5	運転者要件	P10（1） P11留意事項	①福祉自動車 イ. 普通第2種免許を受けており、その効力が停止されていない者 ロ. 普通第1種免許を受けており、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、下記の要件のいずれかを備える者 i . 国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了していること ii . （社）全国乗用自動車連合会、（財）全国福祉輸送サービス協会及び（社）シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了していること ②セダン型 福祉自動車を運転させる場合の要件に加えて、次の要件のいずれかを備える者（又はいずれかの要件を備える者の乗務） イ. 介護福祉士 ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了していること ハ. ①ロ、ii の研修を修了していること。 ニ. 訪問介護員など	【運転者数 11名】 ①福祉自動車 イ. 普通2種 2名 ロ. 普通1種 9名 <u>（過去2以内に免許停止処分なし）</u> 北海道移送・移動サービス連絡会 5名 さっぽろ福祉支援ネットあいなび 3名 合同会社 R&Y 1名 ②セダン型 イ. 介護福祉士 7名 ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了 9名 ※重複あり	

[illegible]

申請団体の概要（R2年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会） 特定非営利活動法人 はぐくみ会

	項 目	ガイドブック 参照ページ	審 査 基 準	特定非営利活動法人 はぐくみ会	
9	苦情処理体制	P15（10）	苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他福祉有償運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。 また、申し出を受け付けた場合には、記録し1年間保存しなければならない。	・苦情処理責任者選任済 ・苦情処理体制整備済	
10	対価	P20ー2 P21（3）	○対価の基準等 対価の基準は、①旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること、②合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること、③当該地域におけるタクシーの運賃及び料金を勘案して、営利を目的としない妥当な範囲内であり、かつ実費の範囲内で、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であり、運営協議会において協議が調っていること。となっている。 ○対価の設定の考え方 ①対価の水準 イ. 運送の対価は、タクシーの上限運賃の概ね1／2の範囲内 ロ. 運送の対価以外の対価は、実費の範囲内であること ハ. 均一制など定額制による運送の対価については、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないこと 二. 距離制または時間制で定め、車庫を出発した地点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合は、当該旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、概ね1／2の範囲内であること ただし、この場合は、迎車回送料金を併せて徴収してはならない ②対価の適用方法 イ. 時間制及び距離制の双方を定める場合には、適用方法について明確に基準が設けられており、運送を利用しようとする際にあらかじめ旅客に対して適用する対価の説明がなされることが必要 ロ. 運送の対価は、1個の契約により乗車定員の11人未満の自動車を貸し切って旅客を運送する場合のもので、ハ. の複数乗車の場合を除き、旅客数に応じた対価を収受することはできません。 ハ. 複数乗車の対価は、次のいずれかにより定めます。 i . 個々の旅客から収受する対価が明確に定められており、かつ、自動車の乗車定員を最大限利用した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合のタクシーの運賃の額と比較して概ね1／2の範囲内にあると認められる。 ii . 平均乗車人員が算出できる場合には、平均乗車人員で運行した場合の対価の総額が、同一距離又は時間を運行した場合におけるタクシーの運賃の額と比較して、概ね1／2の範囲内にあると認められる。 二. 運送の対価以外の対価は、旅客が利用した設備又は提供された役務の種類ごとに金額を明記します。 ※運送の対価以外の対価 ・ 迎車料金 ・ 待機料金 ・ その他の料金（介助料、添乗料、設備使用料など）	【距離制運賃】 ・利用される方の乗車場所へ伺うまでの料金は無料 ・運賃 50円／km ・距離の算出に関しては、出発点から到着点の地図上の直線距離で算出	